

令和2年第1回春日井市議会定例会

附属資料〔I〕

(条例案、一般議案及び報告関係)

目 次

議案番号	議 題	
第16号議案	春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について	1
第17号議案	春日井市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	1
第18号議案	春日井市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について	1
第19号議案	春日井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について	1
第20号議案	春日井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	1
第21号議案	春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例について	2
第22号議案	春日井市公共施設等整備基金条例について	2
第23号議案	春日井市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例について	2
第24号議案	春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例について	2
第25号議案	春日井市印鑑条例の一部を改正する条例について	3
第26号議案	春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	3
第27号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	3

第28号議案	春日井市体育館条例の一部を改正する条例について	3
第29号議案	春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3
第30号議案	春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	4
第31号議案	春日井市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	4
第32号議案	春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について	4
第33号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について	4
第34号議案	春日井市道路条例の一部を改正する条例について	5
第35号議案	春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例について	6
第36号議案	春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について	7
第37号議案	春日井市準用河川条例の一部を改正する条例について	8
第38号議案	春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	8
第39号議案	春日井市下水道条例の一部を改正する条例について	9
第40号議案	市道路線の廃止について	10
第41号議案	市道路線の認定について	10
第42号議案	庁舎非常用発電機取替その他工事の請負契約について	10
報告第1号	熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事の変更契約の専決処分について	10

第16号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 1 職員の定数を次のとおり増員するもの（第2条関係）

区 分		現 行	改正案
市長の事務部局	市民病院以外	1,425人	1,442人
	市民病院	836人	852人
上下水道事業の事務部局		82人	88人

- 2 施行日 令和2年4月1日

第17号議案

春日井市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 職員を派遣できる団体に一般社団法人春日井市観光コンベンション協会を加えるもの（第2条関係）
- 2 施行日 令和2年4月1日

第18号議案

春日井市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 会計年度任用職員が給与を受けながら職員団体のための業務を行い、又は活動できる期間を時間外勤務代休時間、休日、代休日及び年次有給休暇の期間とするもの（第2条関係）
- 2 施行日 令和2年4月1日

第19号議案

春日井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について

- 1 国立大学法人法の一部改正（令和元年法律第11号。令和2年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（附則関係）
- 2 施行日 令和2年4月1日

第20号議案

春日井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 地方自治法の一部改正（平成29年法律第29号。令和2年4月1日施行）に伴い、給料を支給される非常勤職員の補償基礎額について、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額とするもの（第5条関係）
- 2 施行日 令和2年4月1日

第21号議案

春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例について

- 1 自転車の利用に関し、市等の責務を明らかにし、交通安全意識の向上を図ることにより、自転車に関する事故を防止し、自転車の安全で安心な利用を推進することをこの条例の目的とするもの（第1条関係）
- 2 市、市民等、自転車利用者、学校長、未成年者の保護者等、事業者及び自転車小売業者等の責務を規定するもの（第3条―第9条関係）
- 3 自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険等への加入を義務付けるもの（第10条関係）
- 4 施行日 1・2 令和2年4月1日
3 令和2年10月1日

第22号議案

春日井市公共施設等整備基金条例について

- 1 市が保有する公共施設等の整備に要する費用に充てるため、基金を設置するもの
- 2 施行日 令和2年4月1日

第23号議案

春日井市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 大泉寺地区企業用地整備事業特別会計を廃止するとともに、新たに春日井インター北企業用地整備事業特別会計を設置するもの（第1条関係）
- 2 施行日 令和2年4月1日

第24号議案

春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例について

- 1 道路占用料の額の改定に準じ、行政財産目的外使用料のうち物件を設置する目的で土地を使用する場合の使用料の額を次のとおり改定するもの(別表関係)

区 分	単 位	金 額 (円)		
		現 行	改正案	
第1種電柱	1本	830	1,100	
第2種電柱	1年	1,300	1,600	
第3種電柱		1,700	2,200	
第1種電話柱		740	940	
第2種電話柱		1,200	1,500	
第3種電話柱		1,600	2,100	
その他の柱類		74	94	
共架電線その他上空に設ける線類	1m 1年	7	9	
変圧塔等及び公衆電話所	1個 1年	1,500	1,900	
水道管、下 水道管、ガ ス管等	外径0.07m未満	1m	31	40
	外径0.07m以上0.1m未満	1年	45	57
	外径0.1m以上0.15m未満		67	85
	外径0.15m以上0.2m未満		89	110
	外径0.2m以上0.3m未満		130	170
	外径0.3m以上0.4m未満		180	230

	外径0.4m以上0.7m未満	310	400
	外径0.7m以上1m未満	450	570
	外径1m以上	890	1,100

2 施行日 令和2年4月1日

第25号議案

春日井市印鑑条例の一部を改正する条例について

- 1 意思能力を有しない者について、印鑑登録を受けられないこととするもの（第2条関係）
- 2 施行日 公布の日

第26号議案

春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 子ども医療費支給制度を拡大し、18歳に達する年度の末日までの子どもの入院費に係る医療保険適用後の自己負担額を全額助成するもの（第3条—第7条関係）
- 2 新たに学生医療費支給制度を設け、24歳に達する年度の末日までの大学生、高等専門学校生等の入院費に係る医療保険適用後の自己負担額を全額助成するもの（第2条—第7条関係）
- 3 施行日 令和2年10月1日

第27号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 1 地方税法施行令の一部改正（平成31年政令第87号。平成31年4月1日施行）に伴い、基礎課税額の限度額を610,000円（現行 580,000円）とするもの（第2条関係）
- 2 施行日 令和2年4月1日

第28号議案

春日井市体育館条例の一部を改正する条例について

- 1 総合体育館の第2競技場、柔道場及び剣道場において冷暖房設備を使用する場合に、実費相当額を徴収することとするもの（別表第1関係）
- 2 施行日 令和2年7月1日

第29号議案

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 放課後児童支援員の基礎資格を満たす者について、都道府県知事等が行う研修の修了を基礎資格を満たした年度又は雇用年度のいずれか遅い年度の翌年度末まで猶予するもの（第11条関係）
- 2 放課後児童健全育成事業において、支援の単位を構成する児童数の基準に係る緩和措置を3年延長するもの（附則関係）
- 3 施行日 令和2年4月1日

第30号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

- 1 空き家等対策の推進に関する審議を行う附属機関として、新たに春日井市空き家等対策協議会を設置するもの（別表関係）
- 2 空き家等対策協議会委員の報酬を日額7,300円とするもの
（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表関係）
- 3 施行日 令和2年4月1日

第31号議案

春日井市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 地方自治法の一部改正（平成29年法律第54号。令和2年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（第6条関係）
- 2 施行日 令和2年4月1日

第32号議案

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

- 1 新たに無料駐車場として、花長町地内に味美駅第3自転車・バイク駐車場を設置するもの（別表第2関係）
- 2 施行日 令和2年7月1日

第33号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

- 1 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正（令和元年経済産業省・国土交通省・環境省告示第72号。令和元年11月16日施行）等に伴い、低炭素建築物認定に係る手数料等において、共同住宅の一次エネルギー消費量の算出に当たり、共用部分を評価する場合に、当該共用部分に係る額を加算することとするもの（別表関係）
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正（令和元年法律第4号。令和元年11月16日施行）に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る手数料の算定を1の建築物当たり（現行 申請1件当たり）とするもの（別表関係）
- 3 施行日 公布の日

第34号議案

春日井市道路条例の一部を改正する条例について

- 1 道路構造令の一部改正（平成31年政令第157号。平成31年4月25日施行）に伴い、市道への自転車通行帯の設置基準を設けるもの（第8条の2関係）
- 2 道路法施行令の一部改正（平成29年政令第2号。平成29年4月1日施行）及び愛知県道路占用料条例の一部改正（平成30年愛知県条例第62号。平成31年4月1日施行）に準じ、道路占用料の額を次のとおり改定するもの（別表関係）

占用物件		単位	金額（円）	
			現 行	改正案
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱等	第1種電柱	1本	830	1,100
	第2種電柱	1年	1,300	1,600
	第3種電柱		1,700	2,200
	第1種電話柱		740	940
	第2種電話柱		1,200	1,500
	第3種電話柱		1,600	2,100
	その他の柱類		74	94
	共架電線その他上空に設ける線類	1m 1年	7	9
	地下に設ける電線その他の線類		4	6
	路上に設ける変圧器	1個 1年	730	920
	地下に設ける変圧器	1㎡ 1年	450	570
	変圧塔等及び公衆電話所	1個	1,500	1,900
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1年	620	790
	その他のもの	1㎡ 1年	1,500	1,900
水道管、下水道管、ガス管等	外径0.07m未満	1m	31	40
	外径0.07m以上0.1m未満	1年	45	57
	外径0.1m以上0.15m未満		67	85
	外径0.15m以上0.2m未満		89	110
	外径0.2m以上0.3m未満		130	170
	外径0.3m以上0.4m未満		180	230
	外径0.4m以上0.7m未満		310	400
	外径0.7m以上1m未満		450	570
	外径1m以上		890	1,100
鉄道、軌道、歩廊、雪よけ等		1㎡	1,500	1,900
地下街、地下室、通路等	地下街及び地下室	階数1	土地の時価に0.004を乗じた額	土地の時価に0.005を乗じた額
		階数2	土地の時価に0.007を乗じた額	土地の時価に0.008を乗じた額
		階数3	土地の時価に0.008を乗じた額	土地の時価に0.01を乗じた額

	上空に設ける通路		1,200	1,100
	地下に設ける通路		690	680
	その他のもの		1,500	1,900
標識		1本 1年	1,200	1,500
アーチ（車道を横断するものを除く。）		1基 1月	1,200	1,100
太陽光発電設備及び風力発電設備		1㎡ 1年	1,500	1,900
防火地域内に耐火建築物を建築する場合の仮設店舗その他の仮設建築物等		1㎡ 1月	150	190
食事施設、 購買施設等	トンネルの上又は高架道路の路面下に設けるもの	1㎡ 1年	土地の時価に0.014を乗じた額	土地の時価に0.015を乗じた額
	上空に設けるもの		土地の時価に0.02を乗じた額	土地の時価に0.024を乗じた額
	その他のもの		土地の時価に0.028を乗じた額	土地の時価に0.034を乗じた額
トンネルの上又は高架道路の路面下に設ける建築物			土地の時価に0.014を乗じた額	土地の時価に0.015を乗じた額
高度地区等における高速自動車国道等の上空に設ける建築物			土地の時価に0.02を乗じた額	土地の時価に0.024を乗じた額
応急仮設建築物	トンネルの上又は高架道路の路面下に設けるもの		土地の時価に0.014を乗じた額	土地の時価に0.015を乗じた額
	上空に設けるもの		土地の時価に0.02を乗じた額	土地の時価に0.024を乗じた額
	その他のもの		土地の時価に0.028を乗じた額	土地の時価に0.034を乗じた額
二輪自動車の車輪止め装置等			土地の時価に0.028を乗じた額	土地の時価に0.034を乗じた額

3 施行日 令和2年4月1日

第35号議案

春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例について

- 1 道路占用料の額の改定等に準じ、公共用物使用料の額を次のとおり改定するもの（別表関係）

区 分	単 位	金 額 (円)	
		現 行	改正案
第1種電柱	1本	830	1,100
第2種電柱	1年	1,300	1,600
第3種電柱		1,700	2,200
第1種電話柱		740	940
第2種電話柱		1,200	1,500
第3種電話柱		1,600	2,100
その他の柱類		74	94

水道管、下 水道管、ガ ス管等	外径0.07m未満	1 m 1 年	31	40
	外径0.07m以上0.1m未満		45	57
	外径0.1m以上0.15m未満		67	85
	外径0.15m以上0.2m未満		89	110
	外径0.2m以上0.3m未満		130	170
	外径0.3m以上0.4m未満		180	230
	外径0.4m以上0.7m未満		310	400
	外径0.7m以上1 m未満		450	570
	外径1 m以上		890	1,100
通路	1 m ² 1 年	1,500	1,900	
宅地敷に類するもの	1 m ² 1 月	150	180	

2 施行日 令和2年4月1日

第36号議案

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について

1 道路占用料の額の改定に準じ、都市公園使用料のうち都市公園を占用する場合の使用料の額を次のとおり改定するもの（別表第2関係）

区 分	単 位	金 額 (円)		
		現 行	改正案	
第1種電柱	1 本	830	1,100	
第2種電柱	1 年	1,300	1,600	
第3種電柱		1,700	2,200	
第1種電話柱		740	940	
第2種電話柱		1,200	1,500	
第3種電話柱		1,600	2,100	
その他の柱類		74	94	
共架電線その他上空に設ける線類		1 m 1 年	7	9
変圧塔等	1 m ² 1 年	1,500	1,900	
公衆電話所	1 個 1 年	1,500	1,900	
水道管、下 水道管、ガ ス管等	外径0.07m未満	1 m 1 年	31	40
	外径0.07m以上0.1m未満		45	57
	外径0.1m以上0.15m未満		67	85
	外径0.15m以上0.2m未満		89	110
	外径0.2m以上0.3m未満		130	170
	外径0.3m以上0.4m未満		180	230
	外径0.4m以上0.7m未満		310	400
	外径0.7m以上1 m未満		450	570
	外径1 m以上		890	1,100
標識	1 本 1 年	1,200	1,500	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年	620	790	

2 施行日 令和2年4月1日

第37号議案

春日井市準用河川条例の一部を改正する条例について

- 1 愛知県の流水占用料の額に準じ、準用河川に係る流水占用料の額を次のとおり改定するもの（別表第1関係）

区 分	単位	金 額 (円)	
		現 行	改正案
鉱工業の用に供する場合	毎秒	3,566,000	4,147,000
水車の用に供する場合	1 m ³	1,192,000	1,386,000
その他の場合	1 年	118,000	137,000

- 2 道路占用料の額の改定等に準じ、準用河川に係る土地占用料の額を次のとおり改定するもの（別表第2関係）

区 分	単位	金 額 (円)	
		現 行	改正案
第1種電柱	1 本	830	1,100
第2種電柱	1 年	1,300	1,600
第3種電柱		1,700	2,200
第1種電話柱		740	940
第2種電話柱		1,200	1,500
第3種電話柱		1,600	2,100
その他の柱類		74	94
水道管、下 水道管、ガ ス管等		1 m	31
	1 年	45	57
		67	85
		89	110
		130	170
		180	230
		310	400
		450	570
		890	1,100
通路	1 m ² 1 年	1,500	1,900
宅地敷に類するもの	1 m ² 1 月	150	180

- 3 施行日 令和2年4月1日

第38号議案

春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 水道事業の給水人口及び1日最大給水量を次のとおり改定するもの（第2条関係）

区 分	現 行	改正案
給水人口	319,000人	313,100人
1日最大給水量	142,100m ³	112,500m ³

- 2 地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備するもの（第5条関係）

- 3 施行日 1 公布の日
2 令和2年4月1日

第39号議案

春日井市下水道条例の一部を改正する条例について

- 1 次のとおり1月当たりの下水道使用料の額を段階的に改定するもの
(第14条関係)

区 分	汚水量	使用料			
		現 行	改正案		
			(1) 第1段階 (令和2年度)	(2) 第2段階 (令和4年度)	
一 般 用	基本使用料	—	850円	950円	1,100円
	従量使用料 (1 m ³ につき)	10m ³ まで	—	10円	25円
		10m ³ を超え20m ³ まで	90円	120円	130円
		20m ³ を超え30m ³ まで	100円	130円	140円
		30m ³ を超え40m ³ まで	105円	140円	150円
		40m ³ を超え50m ³ まで	115円	150円	160円
		50m ³ を超え100m ³ まで	120円	160円	170円
		100m ³ を超え200m ³ まで		165円	180円
		200m ³ を超える		170円	190円
湯 屋 用	基本使用料	—	8,000円	8,150円	8,250円
	従量使用料 (1 m ³ につき)	200m ³ まで	—	5円	5円
		200m ³ を超える	40円	40円	45円
一 時 用	基本使用料	—	1,205円	1,350円	1,450円
	従量使用料 (1 m ³ につき)	10m ³ まで	—	170円	190円
		10m ³ を超える	120円		

- 2 施行日 (1) 令和2年10月1日
(2) 令和4年1月1日

第40号議案

市道路線の廃止について

廃止路線 1件

第41号議案

市道路線の認定について

認定路線 7件

第42号議案

庁舎非常用発電機取替その他工事の請負契約について

- 1 契約金額 270,556,000円
- 2 契約の相手方 春日井市神屋町字森642番地
株式会社昭電設備

報告第1号

熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事の変更契約の専決処分について

- 1 契約の相手方 松浦・長谷川特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町4丁目32番地
株式会社松浦組
構成員 春日井市松河戸町4丁目7番地6
株式会社長谷川工務店

2 変更内容

事項	変更前	変更後
契約金額	832,700,000円	851,511,100円